

県南広域振興局長告示第 114 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成 20 年 6 月 24 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

(1) 名称 社団法人花巻農業振興公社

(2) 住所 花巻市太田第 42 地割 239 番地

2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成 6 年 9 月 8 日

3 変更の内容

(1) 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正（平成 20 年 2 月 29 日 19 経営第 6987 号）において、農用地等の権利を取得する者等に係る年齢要件が廃止されたことから、農地保有合理化事業規程の農用地等の貸付の相手方の年齢要件等を削除する。

独立行政法人緑資源機構法が平成 20 年 4 月 1 日をもって廃止されたことから、農地保有合理化事業規程より「緑資源機構事業」を削除する。

(2) 国の例に準じ、所要の改訂をするもの。

4 変更承認の年月日 平成 20 年 6 月 16 日